

# 消費税及び地方消費税の更正の請求書の記載要領等

1 この請求書は、通則法第23条又は法第56条並びに地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限から5年以内
(2) 通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	通則法第23条第2項の各号に掲げる事実に関連した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法第56条の規定に基づいて提出する場合	請求の起因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

(注) 1 法第46条に規定する申告書に係る更正の請求を行う場合の提出期限については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

2 地方消費税についても消費税の例により、この請求書によって提出することとなります。

3 この請求書の各欄には、次により記載してください。

(1) 「更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定」欄には、更正の請求をする納税申告書等の対象課税期間又は更正若しくは決定通知書の日付を記載し、かつ、申告の場合は「1」を、更正の場合は「2」を、決定の場合は「3」のいずれかを記載してください。

(2) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等」欄には、当該理由、事情等をできるだけ詳しく記載してください。

なお、通則法第23条第2項規定に基づき更正の請求をする場合には、同項、通則法令第6条第1項に規定する理由の生じた日及びその理由を具体的に記載してください。

(3) 「修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日」欄には、法第56条の規定に基づき更正の請求をする場合に記載してください。

(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類(「金融機関区分」、「預金種類」、「本支店区分」の各欄は、該当する番号を記載してください。)及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金口座の記号番号を、

記載してください。

なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。

③ 公金受取口座への振込みを希望(既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。)する場合は、「公金受取口座への振込みを利用する」欄に「1」を記載してください。

(注) 個人番号(マイナンバー)の記載がない場合は、公金受取口座を利用することはできません。

(5) 更正の請求の理由となった事実を証明する書類を添付してください。

なお、更正の請求の対象が仮決算による中間申告、確定申告又は還付請求申告である場合には、消費税及び地方消費税の申告書第二表(課税標準額等の内訳書)及び次の書類のうち、該当する書類を併せて提出してください。

イ 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する書類(付表1-1~5-3のうち該当するもの)

ロ 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第38条第1項、同条第2項及び第39条第1項に規定する書類(課税資産の譲渡等の対価の額の計算表又は課税仕入れ等の税額の計算表のうち該当するもの)

(6) なお、この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。